

名古屋刑務所で

6か月の昼夜単独室処遇

—精神的苦痛に賠償を命ずる判決

弁護士
田原 裕之



名古屋刑務所に収容されていた受刑者（40代男性）が、6か月余の間、昼夜単独室で処遇されました。運動、入浴時間以外は、約4畳の「単独室」で過ごし、他の受刑者と交流する機会が奪われます。受刑者は罪を犯した处罚として刑務所に収容されるのですが、社会に復帰され、再び犯罪を犯さないために通院するようになりました。

名古屋地方裁判所は、

復させるための取組が必要です。昼夜単独室処遇は、社会性を失わせるので、受刑の目的を阻害します。また、長期間、孤独で、閉塞感の強い単独室に収容されるのは、人間には耐えられないことです。この受刑者は「地獄だつた」と裁判所で証言しました。そして、精神的にも変調が初めと思われます。

2006年に監獄法が改正されて以降、昼夜単独室処遇が違法であると判断した判決は、全国的にもこの判決が初めてと思われます。この件は、他事務所の二人の弁護士の他、私（田原）が担当しました。